

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属

家庭・地域教育課

社会教育主事の資格の認定

根拠条文

社会教育主事の資格認定に関する規則第2条

法第9条の5の規定による社会教育主事の講習を終了した者（法第9条の4第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものは、社会教育主事の資格について、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の認定を受けることができる。

- (1) 法第9条の4第1号イ及びロに規定する職並びに同号ハに規定する業務並びに同条第2号に規定する職に在籍した期間及び従事した期間が通算して4年以上になる者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験を有するもの
- (2) 教育委員会が前号に掲げる者と同等以上の教養と経験を有すると認められた者

審査基準

社会教育主事の資格認定に関する規則第2条 各号の該当性の判断は、社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取り扱いについて（平成13年12月13日付文科生第703号文部科学省生涯学習政策局長通知）による。

（「社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取り扱いについて」は、家庭・地域教育課及び各教育事務所並びに各市町村教育委員会で閲覧できます。）

標準処理
期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
15日	機 関		機 関	家庭・地域教 育課	
	期 間	日	期 間	15日	